

入会金・年会費について

●名古屋観光ホテルマルコポーロカード年会費

無料です。

●メンバーズバー「マルコポーロ」の入会金および年会費

名古屋観光ホテルが定める「マルコポーロ会則」に記載する所定の入会金および年会費がかかります。

～個人会員の方はこちらをお読みください～

2025年12月9日改定

名古屋観光ホテルマルコポーロカード会員特約 (個人会員用)

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「名古屋観光ホテルマルコポーロカードポイントサービス規定(個人会員・法人会員共通)」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)とエスパシオエンタープライズ株式会社(以下「エスパシオエンタープライズ」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
- 名古屋観光ホテルマルコポーロカード
2. 入会申込者は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびエスパシオエンタープライズ(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)とエスパシオエンタープライズの会員資格(以下「エスパシオエンタープライズ会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員にエスパシオエンタープライズの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等エスパシオエンタープライズ会員資格を有するに不適当であると認められた場合、エスパシオエン

ターブラizesは、何らの通知、催告を要しないで当該会員のエスパシオエンタープライズ会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員がエスパシオエンタープライズ会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然にエスパシオエンタープライズ会員資格を喪失するものとします。

2. 会員がエスパシオエンタープライズ会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、エスパシオエンタープライズ会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、エスパシオエンタープライズまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、エスパシオエンタープライズおよびメンバーズバー「マルコポーロ」が提供する特典およびサービスを受ける場合、エスパシオエンタープライズおよびメンバーズバー「マルコポーロ」所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・家族会員に関する規定(本特約中の家族会員に関する規定を含みます。)
- ・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(入会金・年会費)

会員は、エスパシオエンタープライズに対してエスパシオエンタープライズが定める「マルコポーロ会則」に記載する所定の入会金および年会費を支払うものとします。なお、入会金の返金については、エスパシオエンタープライズが定める所定の方法で返金するものとします。

2025年12月9日改定

名古屋観光ホテルマルコポーロカード 「個人情報の取扱いに関する特約」(個人会員用)

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または名古屋観光ホテルマルコポーロカード会員特約(個人会員用)で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:エスパシオエンタープライズ株式会社

利用目的:①エスパシオエンタープライズ株式会社の宿泊業・飲食店の事業における市場調査、商品開発。

②エスパシオエンタープライズ株式会社の宿泊業・飲食店の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

(お問合せ先)

連絡先名称:名古屋観光ホテル

住所:〒460-8608 愛知県名古屋市中区錦 1-19-30

電話番号:052-231-7711

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出した場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

～法人会員の方はこちらをお読みください～

2025年12月9日改定

名古屋観光ホテルマルコポーロカード会員特約 (法人会員用)

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員およびカード使用者等に対し、「名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービス規定(個人会員・法人会員共通)」(以下「ポイント規定」といいます。)および「法人会員規約(ビジネスカード用)」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)とエスパシオエンタープライズ株式会社(以下「エスパシオエンタープライズ」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●名古屋観光ホテルマルコポーロカード
2. 入会を申込む法人等または個人事業主および当該法人等または個人事業主により選定された会社の役員、社員もしくは個人事業主本人は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびエスパシオエンタープライズ(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が入会を承認した会員およびカード使用者等は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)とエスパシオエンタープライズの会員資格(以下「エスパシオエンタープライズ会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員またはカード使用者等にエスパシオエンタープライズの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等エスパシオエンタープライズ会員資格を有するに不適当であると認められた場合、エスパシオエンタープライズは、何らの通知、催告を要しないで当該会員またはカード使用者等のエスパシオエンタープライズ会員資格を取消すことができるものとします。これにより会員がエスパシオエンタープライズ会員資格を喪失した場合、そのカード使用者等も当然にエスパシオエンタープライズ会員資格を喪失するものとします。
2. 会員がエスパシオエンタープライズ会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、エスパシオエンタープライズ会員資格も当然に喪失するものとします。

4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、会員は、エスパシオエンタープライズまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員またはカード使用者等は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員またはカード使用者等は、エスパシオエンタープライズおよびメンバーズバー「マルコポーロ」が提供する特典およびサービスを受ける場合、エスパシオエンタープライズおよびメンバーズバー「マルコポーロ」所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(入会金・年会費)

会員は、エスパシオエンタープライズに対してエスパシオエンタープライズが定める「マルコポーロ会則」に記載する所定の入会金および年会費を支払うものとします。なお、入会金の返金については、エスパシオエンタープライズが定める所定の方法で返金するものとします。

2025年12月9日改定

名古屋観光ホテルマルコポーロカード 「個人情報の取扱いに関する特約」(法人会員用)

第1条(本特約の適用)

本特約は、法人会員規約(ビジネスカード用)上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または名古屋観光ホテルマルコポーロカード会員特約(法人会員用)で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

同意者は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

①入会申込時や入会後に同意者が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:エスパシオエンタープライズ株式会社

利用目的:①エスパシオエンタープライズ株式会社の宿泊業・飲食店の事業における市場調査、商品開発。

②エスパシオエンタープライズ株式会社の宿泊業・飲食店の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

(お問合せ先)

連絡先名称:名古屋観光ホテル

住所:〒460-8608 愛知県名古屋市中区錦 1-19-30

電話番号:052-231-7711

第3条(利用中止の申出)

同意者が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 同意者は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービス規定(個人会員・法人会員共通)

第1条(規定の目的)

本規定は、エスパシオエンタープライズ株式会社(以下「エスパシオエンタープライズ」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)とが発行する「名古屋観光ホテルマルコポーロカード」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、エスパシオエンタープライズが本カードの会員(以下「会員」という。)に対し提供する特典(以下「名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービス」という。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービス)

1. 名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービスとは、会員がエスパシオエンタープライズから所定のサービスを受け取ることができる制度です。本サービスは、本カードにより信用販売を受けられる商品、役務等の購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じて、エスパシオエンタープライズから付与されるポイント(以下「ポイント」という。)の残高にもとづき計算されます。
2. 本カードの会員資格を喪失した場合は、名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービスを使用することはできません。
3. 三菱UFJニコスが行うポイントプログラムのサービスは、本カードでは受けることはできません。

第3条(ポイントの付与)

1. 会員に発行されるご利用明細書に記載される新規カード利用分のうち、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、保険掛金その他所定の支払いを除いた合計金額に対しポイントを付与します。
2. エスパシオエンタープライズは、特定の会員に対して別途ボーナスポイントを付与することができます。
3. エスパシオエンタープライズは、会員に付与するポイントの上限を定めることができます。
4. ポイントは、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、エスパシオエンタープライズが定めた所定日に会員に付与します。

第4条(ポイント付与取消)

会員の商品、役務等の購入取消・返品により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消金額に応じたポイントもエスパシオエンタープライズ所定の方法により取り消されるものとします。

第5条(ポイントの計算)

本カードのポイントは、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、次の通り計算され、①、②、③の合計ポイントが付与されます。

- ①名古屋観光ホテルでの宿泊・レストラン(レストランウェディング除く)など、エスパシオエンタープライズの定める加盟店でのカード利用代金の合計額(1,000円未満は切捨て)に対して、1,000円につき、エスパシオエンタープライズ所定の率を乗じて得られるポイント。

- ②前項①以外のカード利用代金の合計額(1,000円未満は切捨て)に対して、1,000円につき、エスパシオエンタープライズ所定の率を乗じて得られるポイント。
- ③第3条第2項に定めるボーナスポイント。

第6条(ポイントの有効期限)

1. ポイントは毎年5月10日お支払い分から翌年4月10日お支払い分まで蓄積することができますが、当該期間満了後を以って失効されます。
2. 蓄積期間を経過して失効となったポイントの再付与はできません。
3. 第1項に定める期間内に蓄積された有効ポイント残高が3,000ポイント以上の会員は、エスパシオエンタープライズが指定した商品を受け取ることができるものとします。

第7条(会員へのポイントの連絡)

1. 第5条にもとづき計算されたポイント残高等は、会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。
2. 会員は、三菱UFJニコスに問い合わせることにより、その所定の営業時間中ならいつでもポイント残高を確認することができます。

第8条(ポイントの還元)

1. 会員は、ポイント残高に応じてエスパシオエンタープライズが指定した商品と交換できるものとします。ただし、交換申請の時点で会員資格を有している場合に限ります。
2. 会員は、前項にもとづき、エスパシオエンタープライズ所定の方法により、1,000ポイント単位で1ポイントにつき所定の率を乗じて換算したご利用券をエスパシオエンタープライズより受け取ることができます。ただし、1,000ポイント未満は切り捨てとなります。なお、交換の上限は200,000ポイントまでとなります。
3. 会員が商品交換を申請した場合において、毎月15日までに三菱UFJニコスにて処理したものは、当月会員に送付されるご利用明細書上に減算後のポイント数として記載します。

第9条(カードの切替)

会員が本カードの他の種類の本カードに切替えた場合、切替時に有効であったポイントは、他の種類の本カードのポイントとして引き続き有効とします。

第10条(公租公課)

名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービスによって提供を受けた利用券について公租公課が課される場合、会員は当該公租公課を負担するものとします。

第11条(ポイントの消滅)

会員が理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、すべて失効するものとします。

第12条(エスパシオエンタープライズからの委託)

会員は、ポイントの付与、蓄積、告知などに関する事務処理をエスパシオエンタープライズからの委託にもとづき、三菱UFJニコスが行うことをあらかじめ承認するものとします。

第 13 条(名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービスに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元など会員の名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービスに関する疑義は、エスパシオエンタープライズの決するところによるものとします。

第 14 条(終了・中止・変更等)

エスパシオエンタープライズは予告なしに、いつでも名古屋観光ホテルマルコポーロカード ポイントサービスを終了もしくは、中止し、または内容を変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨承認するものとします。